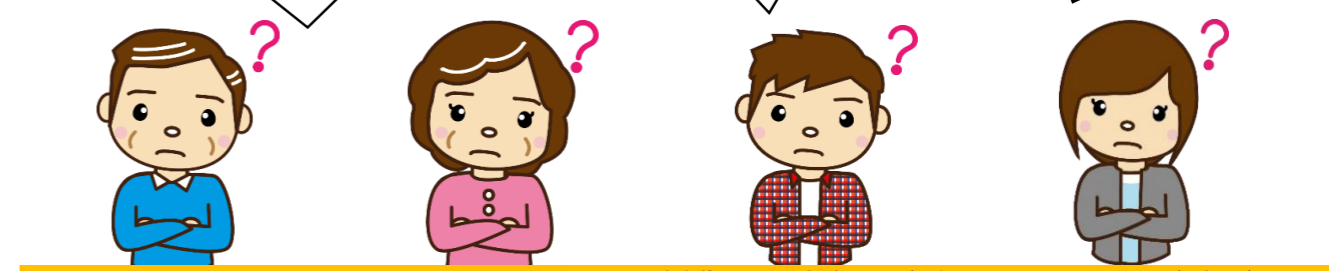
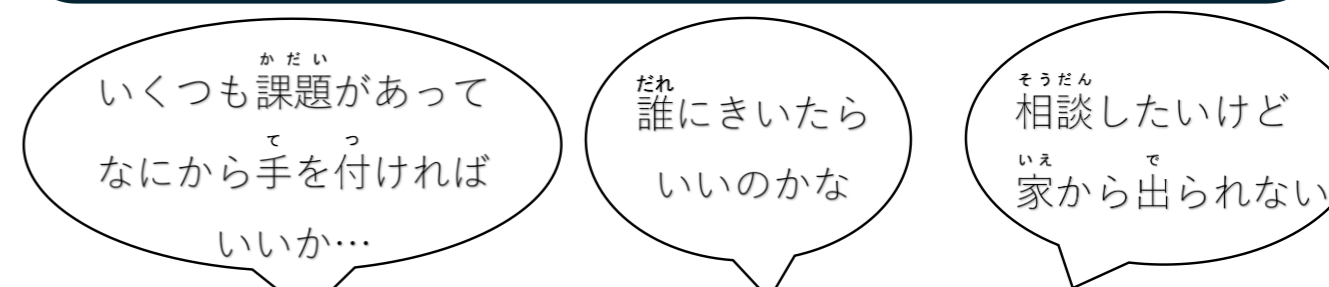


相談受付・申込票										
受付番号 <small>ふくし総合相談記載</small>	初回相談 受付日	西暦	年	月	日	受付者				
相談経路 <small>ふくし総合相談記載</small>	その他の場合 に自由記述									
■基本情報										
ふりがな					性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> （ ）		
氏名					生年月日	西暦	年	月	日	
住所	〒									
電話	自宅					携帯				
メール										
来談者 <small>※ご本人以外 の場合</small>	氏名					来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族 <small>(本人との続柄: )</small>			
	電話						<input type="checkbox"/> その他 <small>( )</small>			
■ご相談内容										
ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけ下さい。										
<input type="checkbox"/>	病気や健康、障がいのこと	<input type="checkbox"/>	住まいについて	<input type="checkbox"/>	収入・生活費のこと					
<input type="checkbox"/>	家賃やローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払いについて	<input type="checkbox"/>	債務について					
<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について	<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について					
<input type="checkbox"/>	家族との関係について	<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	介護のこと					
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	DV・虐待	<input type="checkbox"/>	食べるものがない					
<input type="checkbox"/>	その他 ( )									
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。										
■相談申込み欄										
上記の相談内容等について、 相談支援にあたり必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意します。										
西暦	年	月	日	本人署名						



なや かなが  
ひとりで悩まず、いっしょに考えましょう

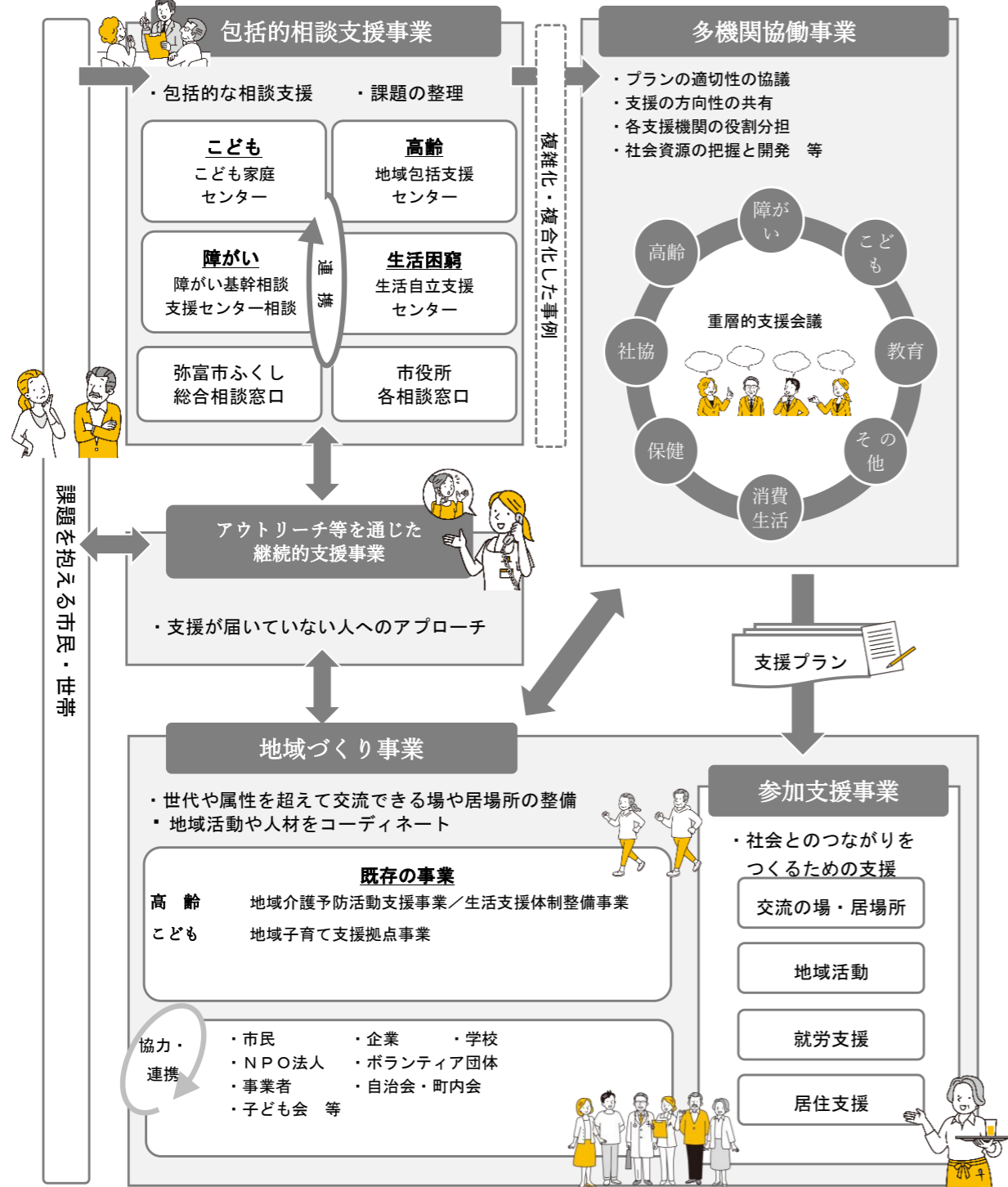
# やとみし そうごうそうだんまどぐち 弥富市ふくし総合相談窓口



どうしたらいいかを一緒に考え、同じ悩みを持つ仲間や  
支援チームと連携しながらサポートしていきます  
(たとえば、8050問題、介護と育児のダブルケア、ひきこもりなど)

相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）  
【9：00～16：00】  
場所：市役所1階 福祉課  
連絡先：0567-65-1111（内線7011）  
FAX：0567-66-1008  
担当：コミュニティソーシャルワーカー  
(やの・いとう・とや)





## 弥富市重層的支援体制整備事業は、下記の5本の柱で展開します

### ①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

○世代や属性を問わず包括的に相談を受け止めます

○支援機関のネットワークで対応します

○複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます

☆従来の、窓口において実施されている既存の相談体制の継続が基本となっていますが、単独の相談支援では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業所と連携を図りながら支援を行います。

### ②参加支援事業

（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

○社会とのつながりをつくるための支援を行います

○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります

○個別ケースに応じたマッチングを行い、地域資源につなぐことで社会参加を促進します

○本人の状態や希望に沿った社会参加が継続できているかフォローアップします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします

☆重層的支援会議（多機関協働事業）で必要性があると判断された方を対象とします。地域に住む、生きづらさを抱える方等とつながることのできる社会資源のアウトリーチも行います。

### ③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します

○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人材をコーディネートします

○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります

☆地域における個人や共同体の活動の活発化・コーディネートを行い、地域の「支え合う力」を向上・再構築することで、多様なニーズに対応していくことを目的としています。また、つながりを増やしていくことで、地域の中で潜在的な対象者に気づける可能性を高めていくことができます。

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

○支援が届いていない人に支援を届けます

○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます

○社会や人との関りに困難を抱える人に対して、訪問等による伴走支援を行います

☆会議や関係機関とのネットワークには、地域の資源の活動にも参加して潜在的ニーズをキャッチできる取り組みを行います。

### ⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

○市全体で包括的な相談支援体制を構築します

○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします

○支援関係機関の役割分担を図ります

☆最前線の支援者を後方から支援する役割を担い、同じ方針の下で各支援者が動けるよう、役割分担を調整し、その進捗を管理するマネジメントを担います。必要に応じ、支援会議、重層的支援会議、プラン作成等を行います。

誰一人、取り残さない相談体制

多職種連携の強化、みんなでみんなを支え合う仕組み（支援者支援）を作っていく。これらを、オールやとみでやっていく事業です。

